

岩内町選挙管理委員会

日 時 令和4年12月1日(木)
午後6時

場 所 岩内町役場庁舎
3階 選挙管理委員会室

議 件 議案第1号 定時登録者の決定について
議案第2号 随時抹消者の決定について
議案第3号 岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程設定について

議案第1号

定時登録者の決定について

公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和4年12月1日提出

岩内町選挙管理委員会委員長 久市 誠

記

男	41	人
女	26	人
計	67	人

登録者投票区別内訳数

区分 字名	新 有 権 者			転 入			申 出 等			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東 山	1	0	1	8	2	10	0	0	0	9	2	11
大 浜	2	0	2	5	3	8	0	0	0	7	3	10
万 代	0	2	2	2	2	4	0	0	0	2	4	6
栄	3	0	3	1	3	4	0	0	0	4	3	7
高 台	2	3	5	3	1	4	0	0	0	5	4	9
大 和	0	0	0	1	2	3	0	0	0	1	2	3
小 計	7	5	12	12	11	23	0	0	0	19	16	35
宮 園	4	0	4	4	1	5	0	0	0	8	1	9
野 東 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	4	0	4	4	1	5	0	0	0	8	1	9
御 崎	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
清 住	0	0	0	2	1	3	0	0	0	2	1	3
相 生	0	3	3	1	2	3	0	0	0	1	5	6
野 東 ②	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
小 計	1	3	4	4	4	8	0	0	0	5	7	12
野 東 ③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敷 島 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13	8	21	28	18	46	0	0	0	41	26	67

議案第 2 号

随時抹消者の決定について

公職選挙法第 28 条の規定に基づき、選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

岩内町選挙管理委員会委員長 久 市 誠

記

男	62	人
女	52	人
計	114	人

抹消者投票区別内訳数

区分 字名	死亡者			転出			その他抹消			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東山	5	3	8	1	6	7	0	0	0	6	9	15
大浜	4	1	5	4	4	8	0	0	0	8	5	13
万代	2	2	4	0	2	2	0	0	0	2	4	6
栄	1	3	4	7	4	11	0	0	0	8	7	15
高台	0	0	0	8	3	11	0	0	0	8	3	11
大和	2	2	4	1	1	2	0	0	0	3	3	6
小計	9	8	17	20	14	34	0	0	0	29	22	51
宮園	3	1	4	4	7	11	0	0	0	7	8	15
野東①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	3	1	4	4	7	11	0	0	0	7	8	15
御崎	4	1	5	3	2	5	0	0	0	7	3	10
清住	0	2	2	1	1	2	0	0	0	1	3	4
相生	1	0	1	4	3	7	0	0	0	5	3	8
野東②	1	1	2	3	0	3	0	0	0	4	1	5
小計	6	4	10	11	6	17	0	0	0	17	10	27
野東③	0	1	1	2	1	3	0	0	0	2	2	4
敷島内	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2
小計	0	2	2	3	1	4	0	0	0	3	3	6
合計	23	18	41	39	34	73	0	0	0	62	52	114

投票区	字 名	令和4年9月1日 (定時登録時) 名簿登録者			補正登録者			随時抹消者			令和4年12月1日 定時登録時 登録者			令和4年12月1日 (定時登録時) 名簿登録者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		1	東山	630	794	1,424	0	0	0	6	9	15	9	2	11	636
2	大浜	594	665	1,259	0	0	0	8	5	13	7	3	10	594	663	1,257
	万代	235	263	498	0	0	0	2	4	6	2	4	6	230	261	491
	栄	508	581	1,089	0	0	0	8	7	15	4	3	7	507	578	1,085
	高台	331	343	674	0	0	0	8	3	11	5	4	9	332	344	676
	大和	177	192	369	0	0	0	3	3	6	1	2	3	175	190	365
	小計	1,845	2,044	3,889	0	0	0	29	22	51	19	16	35	1,838	2,036	3,874
3	宮園	681	829	1,510	0	0	0	7	8	15	8	1	9	678	818	1,496
	野束①	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	8
	小計	685	833	1,518	0	0	0	7	8	15	8	1	9	682	822	1,504
4	御崎	153	188	341	0	0	0	7	3	10	0	1	1	147	186	333
	清住	253	285	538	0	0	0	1	3	4	2	1	3	256	286	542
	相生	577	626	1,203	0	0	0	5	3	8	1	5	6	570	623	1,193
	野束②	306	365	671	0	0	0	4	1	5	2	0	2	305	369	674
	小計	1,289	1,464	2,753	0	0	0	17	10	27	5	7	12	1,278	1,464	2,742
5	野束③	198	211	409	0	0	0	2	2	4	0	0	0	194	208	402
	敷島内	78	82	160	0	0	0	1	1	2	0	0	0	76	81	157
	小計	276	293	569	0	0	0	3	3	6	0	0	0	270	289	559
合計		4,725	5,428	10,153	0	0	0	62	52	114	41	26	67	4,704	5,402	10,106

議案第3号

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程設定について

令和4年12月1日提出

岩内町選挙管理委員会委員長 久 市 誠

提案理由

令和2年12月に設定した「岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の運用に関する規程を設定しようとするものであります。

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年岩内町条例第37号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結後、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、様式第1号による届出書に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する確認申請等)

第3条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、岩内町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に様式第2号による確認申請書を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の確認を行った場合には、当該候補者に対し、様式第3号による確認書を交付するものとする。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号）、選挙運動用ビラ作成証明書（様式第5号）又は選挙運動用ポスター作成証明書（様式第6号）を、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の請求をしようとする

る場合には、様式第7号の請求書に前条の証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに第4条の確認書）を添えて、町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

様式第1号（第2条関係）

（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者の氏名 ⑧

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
					円	
燃料代				L	円	
				L	円	
運転手の雇用					円	
					円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

様式第1号（第2条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

⑩

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの作成単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第1号（第2条関係）

（その3）

選挙運動用ポスターの作成契約届出書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者の氏名 ⑩

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり の作成単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者の氏名 ⑧

次の選挙運動用自動車燃料代について、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契 約 年 月 日		年 月 日	
契 約 の 相 手 方	氏名又は名称		
	住 所		
	法人の場合は 代表者の氏名		
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号			
確認申請金額		円	
区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額	
前回までの累計金額（A）	円	円	
今回の購入金額（B）	円	円	
燃料代計（A）＋（B）	円	円	
備 考			

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から岩内町選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第2号（第3条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者の氏名 ⑩

次の選挙運動用ビラ作成枚数について、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日		年 月 日	
契約の相手方	氏名又は名称		
	住 所		
	法人の場合は代表者の氏名		
確認申請枚数		枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数	
前回までの累計枚数(A)	枚	枚	
今回の枚数(B)	枚	枚	
枚数計(A)+(B)	枚	枚	
備 考			

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から岩内町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第2号（第3条関係）

（その3）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者の氏名 ⑩

次の選挙運動用ポスター作成枚数について、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日		年 月 日	
契約の相手方	氏名又は名称		
	住 所		
	法人の場合は代表者の氏名		
確認申請枚数		枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数	
前回までの累計枚数(A)	枚	枚	
今回の枚数(B)	枚	枚	
枚数計(A)+(B)	枚	枚	
備 考			

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から岩内町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第3号（第3条関係）

（その1）

確認番号 _____

選挙運動用自動車燃料代確認書

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長



記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用
自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払いの請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第3号（第3条関係）

（その2）

確認番号 _____

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長



記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 公費の支払いの請求ができるのは、この確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払いの請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第3号（第3条関係）

（その3）

確認番号 _____

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

岩内町選挙管理委員会委員長



記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 公費の支払いの請求ができるのは、この確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払いの請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

㊞

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
		円
		円
		円
		円
合計		円
		備考

備考

- この証明書は、選挙運動自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が岩内町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、岩内町に支払いを請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その2）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

Ⓜ

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
合 計		L	円	

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が岩内町に支払いの請求をするときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第4号（第5条関係）

（その3）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

⑩

記

運転手の住所及び氏名		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

備考

- 1 この証明書は、雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が岩内町に支払いの請求をするときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、岩内町に支払いを請求することはできません。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第5号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

⑩

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が岩内町に支払いの請求をするときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第6号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者の氏名

⑩

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	箇所
備考	

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が岩内町に支払いの請求をするときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、岩内町に支払いを請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その1）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

岩内町長 様

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

電話番号

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協								本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
名義人									

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩内町に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 選挙運動用自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
			/	/	
計		円	円	円	

備考

- 1 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(イ)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額(ロ)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

(別紙2の3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、雇用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第7号（第6条関係）

（その2）

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

岩内町長 様

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

電話番号

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協									本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
名義人										

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩内町に支払いを請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第7号（第6条関係）

（その3）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

岩内町長 様

住所

氏名

（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

電話番号

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協									本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
名義人										

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩内町に支払いを請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ポスターの作成)

ポスター掲示場数		箇所		
区分	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 「基準限度額」の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。